

伊方町看護師等修学就業  
資金貸与制度のしおり  
(令和5年度版)



伊 方 町

## 【はじめに】

伊方町（以下「町」という。）の看護師等修学就業資金貸与制度は、将来、町国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）において、看護師及び医療技術者（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学に要する資金（以下「修学資金」という。）及び就業に要する資金（以下「就業資金」という。）を貸与する制度です。

修学資金の貸与を受けた者（以下「修学借受者」という。）が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに診療所に看護師等として採用され、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）を看護師等の業務に従事した場合、資金の返還が免除されます。

就業資金の貸与を受けた者（以下「就業借受者」という。）が、診療所において町職員として引き続き3年以上、看護師等の業務に従事した場合、資金の返還が免除されます。

## 【制度の概要】

### （1）貸与対象者及び貸与人数

#### 〈修学資金〉

看護師及び准看護師の養成施設に入学できる、又は在学する方。

1人程度／年

※ 町出身者のみならず、全国の方を対象とします。ただし、同種の奨学金等を受けている方は対象となりません。

※ 新入生からの貸与開始を原則といたしますが、新入生以外についても応募は可能です。

※ 応募状況等により、貸与人数を超えて貸与する場合があります。

※ 年齢条件は、昭和53年4月2日以降に生まれた者。

#### 〈就業資金〉

町の職員に採用決定後、他の市町村から本町へ転入する方。

※ 町出身者も、転入する方は対象とします。ただし、修学資金及び同種の資金等を受けている方は対象となりません。

### （2）資金貸与額

〈修学資金〉 70,000円／月

〈就業資金〉 300,000円

### （3）貸与期間

#### 〈修学資金〉

在学する養成施設の正規の修学期間のうち、貸与が決定された月から卒業する月までとなります。

#### 〈就業資金〉

町の職員に採用が決定した旨の通知があった日から採用後3箇月までの期間に申請し、その後に貸与となります。

(4) 貸与方法

〈修学資金〉

3箇月分をまとめて6月、9月、12月及び3月に、それぞれの月分までを貸与（口座振込）します。

〈就業資金〉

請求書受理後に、一括貸与（口座振込）します。

(5) 貸与申請

〈修学資金〉

養成施設に入学が決定した日後に、看護師等修学就業資金貸与申請書により申請します。※ 入学決定前の申請も可能とします。

締め切りは、令和5年1月13日（申請書類の必着）とします。

〈就業資金〉

町の職員に採用が決定した旨の通知があった日から採用後3箇月までの期間に看護師等修学就業資金貸与申請書により申請します。

(6) 貸与決定

看護師等修学就業資金審査会の審査を経て、決定し通知します。

※ 修学資金の場合、資金貸与を決定するものであり、町の職員として採用することを約束するものではありません。

(7) 貸与停止

修学借受者が休学、停学したときは、当該日の属する月の翌月から、復学した日の属する月まで修学資金の貸与は行いません。

(8) 貸与取消し

修学借受者が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸与を取り消します。

- ・養成施設を退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・学業が著しく不良になったと認められるとき。
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

就業借受者が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、就業資金の貸与を取り消します。

- ・町の職員としての採用を辞退したとき。
- ・就業資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

### 【修学就業資金の返還免除について】

貸与期間終了後、修学借受者及び就業借受者が次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合には、修学就業資金の返還債務が免除になります。

#### （１）業務従事期間の満了による場合【全額免除】

〈修学資金〉

養成施設を卒業後１年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに診療所において看護師等としての業務に従事した期間の合計が貸与相当期間に達すること。

〈就業資金〉

診療所において看護師等としての業務に従事した期間の合計が３年に達すること。

#### （２）業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

診療所において看護師等の業務に従事する期間中、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のために業務に従事することができなくなったとき。

#### （３）返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により診療所の看護師等としての業務に従事することができなくなったとき。

### 【返還の猶予について】

返還免除要件に該当しない限り、修学就業資金を返還する必要がありますが、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間、修学就業資金の返還猶予を受けることができます。

### 【修学就業資金の返還について】

貸与が取り消された場合、返還免除、猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金を一括で、又は貸与相当期間の２倍の期間内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければなりません。また、就業資金は一括して全額返還しなければなりません。

#### （１）返還しなければならない場合

〈修学資金〉

①修学資金の貸与が取り消されたとき。

②養成施設を卒業後１年以内に看護師等の免許を取得できなかったとき。

③看護師等の免許を取得後、直ちに診療所に看護師等として採用されなかったとき。

④診療所において看護師等の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

#### 〈就業資金〉

- ①就業資金の貸与が取り消されたとき。
- ②診療所において看護師等の業務に3年以上従事しなかったとき。

#### 〈共通〉

- ①業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ②業務に起因しない心身の故障のため診療所の看護師等としての業務に従事することができなくなったと認められるとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ③その他修学就業資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### (2) 返還額

返還額は、基本、貸与を受けた修学就業資金の全額になります。

#### (3) 貸与利息

無利息とします。

#### 【申請等に必要書類】

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

手続きを忘れた場合は、貸与の一時保留や返還となる場合がありますので、確認し、提出してください。

#### ○申請の手続き

連帯保証人2人が連署した、看護師等修学就業資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出。

- (1) 誓約書(様式第2号)
  - (2) 履歴書(様式第3号)
  - (3) 修学資金の貸与を受けようとする者にあつては在学証明書(養成施設に入学又は入所する前の申請者にあつては、養成施設に入学又は入所できることを証する書類(養成施設が発行するものに限る。))の写し。
  - (4) 就業資金の貸与を受けようとする者にあつては看護師等の資格を証する書類
- ※ 養成施設に入学又は入所できることを証する書類の写しを提出した方は、入学又は入所した後、速やかに在学証明書を提出。

#### ○就業資金交付の手続き

貸与の決定の通知を受けた日から30日以内に、看護師等修学就業資金請求書(様式第5号)を提出。請求書を受領後に交付。

○在学中の手続き

(1) 修学資金の交付

6月、9月、12月及び3月の10日（町長が特に指定したときは、その日）までに看護師等修学就業資金請求書（様式第5号）を提出。

(2) 毎年の提出

修学資金の交付を受けようとする年度（在学初年度を除く。）における最初の請求書を提出するときには、前年度の学業成績証明書を併せて提出。

○借用証書の手続き

修学借受者は、養成施設の履修課程を修了したとき、又は修学資金の貸与を停止されたときは、直ちに看護師等修学就業資金借用証書（様式第8号）を提出。

就業借受者が就業資金の貸与を受けたときは、直ちに看護師等修学就業資金借用証書（様式第8号）を提出。

○返還猶予の手続き

看護師等修学就業資金返還猶予申請書（様式第9号）に申請事由を証する書類を添えて提出。

○返還免除の手続き

看護師等修学就業資金返還免除申請書（様式第11号）にその事実を証する書類を添えて提出。

○辞退の手続き

貸与決定後、修学就業資金の貸与を辞退しようとするときは、看護師等修学就業資金辞退届（様式第6号）を提出。

○返還の手続き

事由が生じた日から15日以内に、看護師等修学就業資金返還計画書（様式第7号）を提出。

返還計画を変更しようとするときは、看護師等修学就業資金返還計画書（様式第7号）を再提出。ただし、既に返還期日が到来しているものについては、変更することができない。

○各種届出の手続き

次のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えてその旨を届出。

- (1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 養成施設を卒業したとき。

- (5) 看護師等の免許を取得したとき。
- (6) 氏名又は住所を変更したとき。
- (7) 死亡したとき。

○連帯保証人変更届出の手続き

連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、看護師等修学就業資金連帯保証人変更届出書（様式第13号）を提出。

【問い合わせ先】

伊方町 町民課医療対策係  
 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1  
 T E L : 0894-38-2653  
 F A X : 0894-38-1120



【Q & A】

問1 町教育委員会の奨学金と併せて修学資金の貸与を受けることは可能ですか。

答1 併せて、本町の他の貸与又は給付を受けることはできません。

問2 教育委員会の奨学金を止め、今回の貸与を受けることは可能ですか。

答2 修学資金の貸与を可能とします。

奨学生に対し、今回の修学資金の貸与が決定した場合は、教育委員会所管の奨学金を辞退することとなります。

問3 修学と就業の両方の貸与を受けることは可能ですか。

答3 両方の貸与を受けることはできません。

問4 町の職員採用を希望しても、採用されなかった場合は、返還となるのですか。

答4 修学資金を返還していただくこととなります。

問5 結婚又は妊娠で退職する場合は、返還となるのですか。

答5 修学資金の場合、勤務した期間に相当する金額は返還免除としますが、残額は返還していただくこととなります。就業資金は、全額返還となります。

問6 必要勤務期間途中で退職する場合は、全額返還となるのですか。

答6 修学資金の場合、勤務した期間に相当する金額は返還免除としますが、残額は返還していただくこととなります。就業資金は、全額返還となります。

問7 卒業後、診療所以外に勤務し、返還中に町職員になった場合の返還は。

答7 修学資金の返還を猶予し、残額に相当する期間勤務したとき返還免除となります。ただし、返還済み分は戻りません。